

野田新政権に望む

――成長実現に向け、あらゆる政策の総動員と迅速な実行を――

2011 年 9 月 12 日 公益社団法人 経済同友会 代表幹事 長谷川 閑史

はじめに

野田新政権が始動した。先に「野田新政権への期待」(8月30日付発表)で述べたとおり、あらゆる政策を総動員して経済成長を実現することは、震災復興や財政健全化などにもつながる重要課題である。こうした認識に立ち、新政権には以下に掲げる具体的政策課題の実行と、それを可能にする政権運営体制の確立を望む。

1. 成長に向けてあらゆる政策の総動員を

政府は、「政策推進の全体像」(2011年8月15日閣議決定)で掲げた「2020年度まで平均で名目3%程度、実質2%程度の成長」の実現に向け、あらゆる政策を総動員し、明確な優先順位の下で着実かつ迅速に実行すべきである。

(1)「新成長戦略」の迅速な実行を

● 政府の「新成長戦略」(2010年6月18日閣議決定)については、東日本大震災後の検証を経て、目標・工程を原則として堅持し、新たな成長へ向けた戦略を再設計・強化する方針が示された。成長の実現と雇用創出に向け、「別表」に示した重要施策を中心に迅速な実行を求める。

別表:「新成長戦略」の重要施策と実行時期別整理 (⇒巻末参照)

● 特に、少子・高齢化、人口減少に直面するわが国にとって、徹底した規制改革の実施とその一環である自由で開かれた市場の実現により、対内直接投資の促進による内需喚起や雇用創出を図ると共に、アジアを中心とする成長著しい新興国の成長に貢献し、そのパイを獲得することによって富の創出を図ることが重要である。したがって、戦略の再設計・強化にあたっては、以下の点についてより大胆な取り組みを求める。

- ① EPA/FTA 交渉の加速化
 - (遅くとも本年 11 月の APEC における TPP 交渉参加表明など)
- ② 規制改革、税制改革などを通じた国際競争力のある立地環境の整備 (2012 年度からの法人実効税率 5%引き下げなど)
- ③ 海外市場開拓に向けた政官民一体となった取り組みの強化
- ④ 高度外国人材の受け入れ拡大
- ⑤ 国際競争力のある強い農業に向けた農業改革の推進
- ⑥ 日本ブランド復活に向けた観光・文化戦略、輸出戦略の強化

(2) 日銀と連携し、機動的な経済運営に全力を

- 政府は2009年11月の「月例経済報告」において、日本経済が「緩やかなデフレ状況にある」と宣言した。しかし、今日に至るまでデフレ脱却の目処はついていない。政府は、緩やかな経済成長とデフレからの脱却(名目3%、実質2%程度の成長目標)の実現に向けて、具体的な道筋を早急に示すべきである。そうでなければ、成長目標は絵に描いた餅になりかねない。
- 特に、政府・日銀の緊密な連携の下、包括的な金融緩和の一層の実施によるマネタリーベースの積極的な拡大に努めるなど、市場活性化につながる経済運営に全力を尽くすべきである。
- 足元で進行している急激な円高は企業収益を圧迫し、デフレ脱却への展望をこれまで以上に難しくしている。8月4日に政府・日銀は為替介入と追加の金融緩和を実施したが、その後の為替レートの推移を踏まえ、今後もタイミングを失することなく、政府・日銀が連携し、断固とした意思を示す中で、各国にも協調した対応を求めていくべきである。

2. 東日本大震災からの復旧・復興の加速化を

(1)復旧・復興の加速化を

- 震災復興については、「東日本大震災からの復興の基本方針」(2011年7月29日東日本大震災復興対策本部決定、8月11日同改定)で示した諸方針の具体化とその実現に全力で取り組むべきである。被災者の方々が将来への希望を持ち、被災地や日本全体が新しい成長に向けて歩み始めることが今求められている。
- 岩手、宮城、福島の被災三県では、既に復興基本計画やビジョンが作成されている。その具体化を加速させるため、臨時国会において以下の議案を迅速に審議し、早期成立を図るべきである。

① 第3次補正予算案

国の一定の方針の下で地域の自主性を尊重するため、「一括交付金」の拡充(「使い勝手のよい交付金」の創設)を図るべきである。

② 復興特区法案

東北全域を対象とし、規制改革や税制優遇など大胆な取り組みを可能とする制度設計とすべきである。

③ 復興庁設置法案

複数の府省にまたがる権限と予算を集中させ、国の地方支分部局の一部を移管するなど、復興行政を真に一元化する組織とし、 一日でも早く設置すべきである。

- 復興財源については、安易に増税に頼るのではなく、財政健全化の道筋 を描きながら、まずは以下の優先順位で検討すべきである。
 - ① 歳出削減の徹底 (既存の復興予算を含めた予算の効率的使用の 徹底、不要不急の予算凍結) や政府保有株式の一部売却など
 - ② 「復興特別基金」の創設と「復興基金債」の発行
 - ③ 「復興基金債」の償還財源に不足が生じた場合、基幹三税のベスト ミックスによる最低限の増税検討

(2) 原発事故、放射能汚染問題は、国の責任で不安の払拭に全力を

- 原発事故や放射能問題については、国が責任をもって対応し、住民の不安払拭に向けて、以下の点に全力を尽くすべきである。特に、放射線感受性の高い子供たちの安全確保については、必要な対策を最優先で迅速に実施する必要がある。
 - ① 原発事故の早期収束

(まずは、来年1月に向けて原発の冷温停止状態の実現)

- ② 除染と放射線廃棄物の処理
- ③ 児童等に対する長期間にわたる健康診断
- ④ 被ばく量の不安がある地域における学校単位の集団疎開
- ⑤ 学校給食の食材等の放射線測定など「食の安全」の確保

(3) 電力不足の回避に向け、安全性の確認された原発の再稼働を

- 定期点検後の安全性の確認された原発再稼働に目処が立たなければ、深刻な電力供給不足が生じ、経済活動や国民生活に大きな影響を及ぼしかねない。国民の不安や不信感の払拭に努めながら、安全性が確認された原発は順次再稼働をめざすべきである。
 - ストレステストの迅速な実施
 - ② IAEA など海外専門機関による確認
 - ③ 再稼働に向けた最終判断基準の明確化
 - ④ 事故調査・検証委員会の調査・検証結果についての情報開示・発信 の徹底
- 来年に向けての「革新的エネルギー・環境戦略」「新エネルギー基本計画」の策定にあたっては、原発や再生可能エネルギーなど各電源の特徴や技術開発の可能性、発電や技術開発に要するコストなど客観的な事実・データの情報公開を徹底し、日本における電源のベストミックスや電力供給のあり方について、冷静な議論を行い、まず年内に基本方針を示すべきである。

3. 構造的問題の解決に向けた抜本改革を

(1) 財政健全化に向けた道筋の具体化を

● 国及び地方の長期債務残高は、2011 年度末で 894 兆円(対 GDP 比 185%)に達する見込みであるが、「財政運営戦略」(2010 年 6 月 22 日 閣議決定)に掲げられた「2020 年度のプライマリー・バランス黒字化」の目標を達成するための具体的道筋は、依然として示されていない。こうした中で、震災復興に今後 5 年間必要とされる 13 兆円(計上済みの補正予算 6 兆円を除く)の財源問題だけに焦点が当たっている。しかし、財政健全化への具体的道筋がこのまま不明確であれば、日本の信認が失われ、世界経済のリスク要因にもなりかねない。したがって、社会保障・税一体改革、成長戦略、震災復興を一体的に捉えながら、財政健全化に向けた具体的道筋を早急に描くべきである。

(2)税・社会保障制度の抜本改革を

- 財政健全化に向けた社会保障・税一体改革については、政府の「社会保障・税一体改革成案」(2011年7月1日閣議報告)において一定の方向性は示されたものの、これが制度の持続可能性、受益と負担のバランス、世代間格差の是正などの点から抜本的改革となるのか、示された具体策や工程では不明確である。年金、医療、介護などの個別分野における制度改革の具体化を急ぎ、抜本改革を図るべきである。特に、社会保障制度改革は、国民の将来不安の解消を通じて消費の拡大に結び付くことも期待できるだけに、成長戦略への貢献も見込まれ、その点からも早期実現が急務である。
- 今回の震災により、共通番号制度の導入や、電子カルテ、レセプトのオンライン化などの重要性があらためて浮き彫りになった。長年先送りされてきたこうしたインフラ整備も急ぐべきである。
- 税制改革についても、税収を上回る国債発行を行わなければ歳出を捻出できない状況は、国家経営としては異常事態である。日本の税体系は直接税への依存が際立っており、消費税率は世界的に見ても低い。「平成21年度税制改正関連法附則104条」や「社会保障・税一体改革成案」で示されたとおり、社会保障制度との一体的改革の中で、間接税を中心とした税制改革の早期実施を望む。

(3) 投票価値の平等の実現を

● 日本が抱える諸問題の根底には、いわゆる「一票の格差」問題がある。 2009 年衆議院議員総選挙において、最大 2.305 倍の格差があったこと については、2011 年 3 月 23 日に最高裁が「違憲状態」であるとの判決 を示した。こうした状態を放置したまま、次の衆院選を実施することは 立法府が自ら三権分立をないがしろにすることになり、国家のガバナンスの根幹を揺るがす。政治家は自らを律する法律を制定する権利を有している唯一の存在であることをあらためて認識し、少なくとも「1.5 倍未満」を目標に、早急に是正を求める。

4. 国際社会に主体的に貢献する外交の展開を

(1) 日米同盟関係の強化・深化を

● 民主党政権下で、普天間基地移設問題を巡る混乱が生じたが、日米同盟はわが国の安全保障のみならず、アジア地域の安全保障にとっても基軸である。新政権には、あらためて日米関係の重要性を認識し、普天間問題の解決を含む日米同盟関係の強化・深化に取り組むべきである。

(2)「内向き思考」からの脱却を

● 国内では政治・経済の停滞が続き、「内向き思考」が蔓延している。しかし、日本は先進民主主義諸国の一員として、普遍的価値観を共有する国々と協力し、国際社会の平和と繁栄に主体的に貢献すべき存在である。こうした認識に立ち、国際社会の望ましい将来を見通し、安全保障や世界経済の課題解決に貢献すると共に、テロ、貧困、感染症、環境・エネルギーなどの地球規模課題について、各国の合意形成を促すための外交を積極的に展開し、課題解決にリーダーシップを発揮すべきである。

おわりに

こうした諸施策を実行していくためには、強固な政権運営体制の確立が不可欠である。野田総理のリーダーシップと挙党一致態勢の下、官僚の活用、与野党間の協力、政策決定過程の透明化、各界との対話、国民への丁寧な説明などに全力を尽くすべきである。また、政権交代が常態化する可能性が高い中にあって、与野党共に党利党略のみにこだわるのではなく、国民の利益最優先の政策立案・実施ができる仕組みを構築することこそが、国民の期待に応えるものである。

以 上

「新成長戦略」の重要政策と実行時期別整理

※政府の「新成長戦略」(2010年6月18日閣議決定)、「日本再生のための戦略に向けて」 (2011年8月5日閣議決定)を参考に作成。

1. 2011 年 12 月末まで

(立地競争力の強化)

- ○法人実効税率の5%引き下げを税制改正大綱に明記【来年度実施】
- ○「アジア拠点化推進法」の制定【速やかに実施】
 - ※「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム」の策定、アジア本 社・研究開発拠点等の誘致・集積を促す税制措置を含むインセンティ ブの制度化
- ○「国際戦略総合特区」の指定、規制の特例措置等の決定など【速やかに 実施】
 - ※規制の特例や税制・財政・金融上の支援措置等を総合的なパッケー ジとして実施

(海外における経済成長のパイの獲得)

- ○パッケージ型インフラ海外展開に関する情報収集や海外ネットワーク機能、マーケティング機能の強化、情報・事務フローの円滑化
- ○ボリュームゾーン市場獲得のためのロードマップ策定と実施
- ○国内外のイベント、商談会等を活用した総合的発信、売込みの実施
- ○国内外クリエイター (映画監督等) による日本の魅力発信

(経済連携)

- ○TPP 交渉への参加表明【11 月の APEC 開催まで】
- ○ASEAN+3、ASEAN+6 政府間議論の加速
- 〇日 EU EPA 交渉に向けたスコーピング作業の実施・加速
- ○WTO ドーハ・ラウンド交渉妥結に向けて対応

(イノベーションの促進)

- ○重要政策課題に重点化した研究開発費を含む政府予算案の策定【来年度 実施】
- ○先進医療の評価・確認手続の簡素化
- ○健康関連サービス事業者の品質基準の整備
- ○生活支援ロボットの基本安全性評価・評価手法の確立
- ○魅力ある観光地づくりのための環境整備に向けた規制緩和等の実施

(高度外国人材の受入れ拡大)

- ○母国語・英語での看護師・介護福祉士試験の実施の決定【来年度実施】
- ○日本語能力等の向上の取り組み・受験機会の拡大等の決定【来年度実施】

2. 2012年3月末まで

(立地競争力の強化)

- ○「民」の視点による港湾経営を実施し、港湾コストの低減等荷物集約の ための対策実施
- ○ゲートオープン時間拡大による 24 時間化推進等荷主へのサービス向上

(海外における経済成長のパイの獲得)

- ○中小企業の海外展開支援パッケージの創設
- ○国際共同制作・国内撮影誘致に対するインセンティブ創設

(経済連携)

- ○日中韓 FTA 交渉の開始
- ○日 EU EPA 交渉の開始

(イノベーションの促進)

- ○類似制度の整理・統合を含めた競争的研究資金の再編
- ○国際標準獲得のための体制整備強化
- ○バイオベンチャー支援拠点枠組み形成、基盤技術開発、環境整備
- ○国際医療交流のための規制緩和の実施、推進体制及び認証制度の整備
- ○公的保険サービスを補完し、利用者の多様なニーズに応える介護保険外 サービスの利用促進策の検討・実施
- ○農業者、農業法人、食品企業等による6次産業化の推進

(高度外国人材の受入れ拡大)

- ○ポイント制による高度人材の優遇制度の導入
- ○アジア等との大学間単位交換の推進

3. 2012 年の夏まで

(立地競争力の強化)

- ○租税条約、社会保障協定、投資協定の締結の推進
- ○総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設の推進

(海外における経済成長のパイの獲得)

- ○諸外国におけるコンテンツ規制の緩和(日中韓コンテンツ参入規制緩和 に関する協定の締結)
- ○デジタルコンテンツ配信・放送、新たなメディア創出のためのインフラ 整備、標準化の推進

(経済連携)

○FTAAP 実現への道筋の明示

(イノベーションの促進)

- ○総合司令塔機能強化のための総合科学技術会議の改組
- ○医療・介護と連携した健康関連サービス産業の成長促進と雇用の創出 ※保険者による健康づくりを促進させるインセンティブ制度の設計・ 導入
- ○現地のニーズ・嗜好に合わせた日本食・日本食材の普及・啓発等による海外需要の拡大

(高度外国人材の受入れ拡大)

○高度外国人材にとって魅力ある雇用・労働環境や社会・生活環境の整備 等の実施

以上